

令和元年度

事業計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

令和元年度事業計画

第1 事業運営の基本方針

I 労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢

1 陸運業における労働災害及び労働者の健康をめぐる現状と課題

(1) 労働災害の状況

我が国の労働災害は、長期的には減少を続けているが、陸運業においては、平成27年に5年連続の増加に歯止めがかかったものの、その後増加に転じ、平成30年も増加傾向は続いている。

ア 陸運業における死亡者数

陸運業における死亡者数は、平成30年は、102名と前年比35名、25.5%と大幅に減少（墜落・転落△5人、飛来・落下△4人、崩壊・倒壊△4名、はさまれ・巻き込まれ△9人、交通事故△10人）したものの、熱中症による4人を含む、高温・低温物との接触による死亡者が7人発生するなどにより、平成30年の目標である99名を上回った。事故の型別では、交通事故によるものが46.1%と半数を占め、荷役作業に関係する、墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれで23.5%を占めている。

また、平成31年（1-3月速報値）では、死亡災害が20人と前年同期と同数である。

イ 陸運業における死傷者数

陸運業における死傷者数は、平成27年に一旦増加に歯止めがかかったが、平成28年以降増加傾向が続いており、平成30年は15,818人となり、前年比1,112人、7.6%増加（墜落・転落+218人、転倒+411人、高温・低温物との接触+105人、動作の反動・無理な動作+201人）した。

一方、平成31年（1-3月速報値）では、死傷災害は、2,532人と、前年同期比257人、9.2%の減少となっており、特に、転倒災害が大幅に減少（△197人）している。

陸運業の死傷災害は、荷役災害が7割以上を占めており、そのうち墜落・転落が最も多く3割近く（30.3%）を占めている。また、荷役運搬関係災害の7割近くは荷主の構内等で発生している（平成23年厚生労働省死傷病報告分析）。

こうした労働災害の現状を踏まえ、引き続き荷役関係災害の防止対策を進めるとともに、荷主に対する荷役災害防止活動への支援を進めることも重要である。

(2) 健康の状況

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は増加傾向にあり、平成21年以降は高止まりしている（平成29年有所見率59.2%（全産業54.1%））。

また、脳・心臓疾患による労災認定件数は、平成29年度の認定件数が85件と前年度の89件から減少したものの、業種別で最も多い状況が継続している。また請求件数も145件と前年度と同数であった。

一方、精神障害等の認定件数は、45件と前年度の26件から大きく増加した。請求件数は84件で前年度同数であった。こうした状況から過労死等の予防及びメンタルヘルス対策が一段と重要な課題となっている。

今後も関係機関とも協力しながら必要な対策を進めていくことが必要である。

(3) 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）の目標は、国の第13次労働災害防止計画目標（死亡者数15%以上減少、死傷者数5%以上減少、死傷年千人率を5%以上減少、腰痛年千人率5%以上減少）に加え、次のとおりとしている。

- ① 死亡者数：2013年～2017年の5か年間の総数を2018年～2022年の5か年中に15%以上減少（600人 ⇒ 510人以下）
- ② 健康診断の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底

計画の初年度である平成30年は、死亡者数は、過去最少となった99人以下、死傷者数12,400人以下を目標とし、労働災害防止に取り組んだが、前記のとおり死傷災害については、目標を達成することができなかった。計画期間中の目標達成に向けて、2年度目以降、新たな減少目標を立て、その実現に努めなければならない。

2 陸災防を取り巻く現状と課題

我が国経済は、景気は、緩やかに回復している（月例経済報告平成31年4月）。総輸送量については、2019年度上期については消費増税前の駆け込み需要の発生が見込まれることから、いくぶん盛り上がる見通し。下期は反動減に加え、個人消費の低調などもあって再び減少へ向かう。年度全体では0.2%減と小幅な減少が予測される（日通総合研究所 2019.3）。

このような経済状況のもとで、特に、今年度は10月に消費増税が予定されていることから、駆け込み需要に伴う物流量の増加による労働災害の増加が懸念される所であり、災害防止に向けた事前の周知等の対策を講ずる必要がある。

また、昨年働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が成立し、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務等、改正事項の大部分が本年4月から施行された。時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は、中小企業においては来年4月から、自動車運転業務については5年後（2024年4月）から適用されることとされており、陸運業においても同法の適用に向けた対策を早期に講じていくことが求められている。

陸運業界は、引き続き慢性的な従業員の高齢化や人材不足、長年にわたる費用負担の増大、運賃水準の低迷等の課題のみならず、長時間労働対策、安全・環境・地球温暖化対策や労働力確保対策等、取り組むべき多くの課題が継続している。

こうした課題に適切に対応していくためにも、陸運業における労働災害防止活動を積極的に進めることが重要であり、そうした中で陸災防の会員事業場数は平成30年10月に7,648事業場、労働者数1,204,591人と緩やかに増加している。今後とも陸災防が労働災害防止活動の先頭に立ち、安全講習会の開催や個別指導をはじめとする諸活動を積極的に展開することにより、その活動の効果等のメリットを会員が享受できるよう、会員サービスの充実を図り、組織の基盤を強化していくことが重要である。

II 事業運営の基本

1 基本方針

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）2年度目の目標を、死亡者数は、過去最少の99人以下、死傷者数は15,356人以下と定める。

目標達成に向けた事業運営に当たっては、前記Iの情勢を念頭に置きつつ、本部・支部一体となって、死亡災害については交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については荷役関係災害の防止に総力を上げて取り組む。

また、各企業・事業場においては、平成 29 年 10 月に変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。

このため、新たに、荷主等における荷役災害防止活動推進への支援を実施するとともに、安全衛生水準向上支援事業（レベルアップ支援事業）、中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業等の周知・普及及びフォークリフト荷役技能検定制度の積極的取組を図る。さらに安全度の高い職場の実現を目指す先取り型の取組である、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムへの指導・支援に努める。

また、長時間労働による過労死等を予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する。

(1) 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

ア レベルアップ支援事業の取組

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場（以下「レベルアップ支援事業場」という。）を選定し、安全管理士、安全衛生管理員等が、当該事業場の安全管理規程の整備、年間安全衛生計画の策定、PDCAサイクルによる安全衛生活動等を支援することにより、当該事業場の安全衛生水準の向上を図る。

イ 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場に対して、現場診断、助言、安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。

ウ 企業等団体支援制度

企業等団体を指定し、年間を通じて、安全管理士等が現場確認及びその結果に基づく技術的な指導を行うことにより、自主的な安全衛生活動を図ることを目的とした「企業等団体支援制度」を実施する。

エ 継続的取組

リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム、ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法等新たな安全衛生管理手法等の普及・定着を図るため、安全管理者選任時研修やリスクアセスメント研修等の実施、個別事業場への指導・支援を引き続き行う。

なお、改正が予定されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」への対応のため、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムのガイドライン(RIKMS)」の改正を検討する。

(2) 荷役運搬作業の災害防止

ア 厚生労働省が策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）の周知等及び荷主等における荷役災害防止活動推進への支援事業の推進

イ 「荷役ガイドライン」に基づく荷役災害防止担当者及び荷役作業員に対する教育の実施

ウ 荷役災害防止安全教育（トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防対策）の実施

エ フォークリフト荷役技能検定試験の実施

平成 27 年度より運用を開始した「フォークリフト荷役技能検定制度」については、引き続き制度の周知を図るとともに、1 級、2 級検定試験を計画的に実施する。また、2 級検定試験の出張試験制度の充実を図る。

オ 「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)、「フォークリフト作業開始前点検の進め方」(DVD)及び「はい作業の安全」(DVD)の活用等によるフォークリフト等による安全な荷役作業の推進

カ 荷役運搬作業の「リスクアセスメントイラストシート」、リスクアセスメントに関するリーフレット等を活用した研修の実施等によるリスクアセスメントの普及

キ フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、作業指揮者安全衛生教育等の実施

(3) 交通労働災害の防止

ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月改正)の周知徹底

イ 「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」(平成28年11月新刊)を活用した教育の推進

ウ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の周知徹底

(4) 健康確保対策の推進

ア 政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供

イ 全日本トラック協会が策定した「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防を図る。

ウ 改正された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知を図る。

エ 全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構等関係機関と連携した、「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の開催(都道府県トラック協会と協議の上、本年度の開催を決定)

オ 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施

カ ストレスチェックの実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施等メンタルヘルス対策の推進及びストレスチェック割引制度による支援

キ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成27年11月30日公示第6号)の周知
ク 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」(パンフレット等)を活用したメンタルヘルス対策の推進

ケ 厚生労働省「腰痛予防対策指針」(平成25年6月改訂)の周知

コ 「STOP熱中症!クールワークキャンペーン」(5月1日~9月30日:4月準備期間、7月重点取組月間)の推進

(5) 安全衛生教育

ア 技能講習、特別教育等の適正な実施

イ 「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育の実施(荷役災害防止担当者、荷役作業従事者)

ウ 荷役災害防止安全教育(ロールボックスパレット作業、テールゲートリフター作業等)等、会員ニーズに対応した研修会の実施

エ 安全管理者選任時研修、陸災防インストラクター養成講座(年4回)、リスクアセスメント研修等の実施

オ 安全衛生教育に必要なテキスト、図書、DVD等の作成・頒布

カ 安全衛生教育支援事業を活用した教育の推進

キ 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員等を活用した安全衛生セミナー等の集団指導の実施

- (6) 安全衛生意識の高揚
 - ア 第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催
 - イ 第 34 回全国フォークリフト運転競技大会の開催
 - ウ フォークリフト荷役技能検定の実施
 - エ 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動の実施とその取組の充実
 - オ 「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」の推進
 - カ 安全衛生標語の募集(2月~4月募集)と入選作の活用
 - キ 安全衛生表彰、小企業無災害記録表彰等の積極的運用
 - ク 陸運と安全衛生、ホームページ等による広報活動の充実強化
- (7) 調査研究等の推進
 - ア 実態調査検討専門委員会の開催
 - イ (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力
- (8) 協会組織の充実強化等
 - ア 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく適正な業務執行
 - イ 業務実績評価委員会の開催
 - ウ 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討し、支部体制の現状に対応した本部支援及び連携の強化
 - エ 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

2 関係機関等との連携強化

- ア 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携
 - 特に、都道府県労働局による各支部への指導、援助の強化を要請する。
- イ 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係事業者団体、関係労働組合等との協力関係の強化
- ウ 中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体及び(独)労働者健康安全機構との連携

3 経営トップのあり方等

厚生労働省が実施した調査(平成15年度「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検」)によれば、災害発生率の低い事業場では、事業場のトップが自ら積極的に安全管理活動を実施するほか、当該事業場の労使が協力して安全問題を調査審議する安全委員会の活動も活発であるということが示されている。

すなわち、労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要であり、このような経営トップのあり方については、労働安全衛生マネジメントシステム、運輸安全マネジメント、リスクアセスメント、交通労働災害防止のためのガイドライン、荷役ガイドライン等においても述べられているところである。

経営トップがその活動を通じて組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て、安全な社会を実現するための基本理念である「安全文化」の創造に寄与するとともに、公共輸送機関としての社会的責務を果たすことが求められている。

第2 労働災害防止のための主要対策

前記第1の業務運営の基本を踏まえ、本部・支部（分会）が一体として取り組む主要対策は、次の通りである。

I 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
対 策 の 概 要
第13次労働災害防止計画に基づく、陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）年度の推進等により実効ある安全衛生管理体制を確立を目指して、安全衛生水準向上への支援を進める。
本 部 実 施 事 項
1 労働災害防止計画の推進 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の2年度目として、目標達成に向けた取組の周知広報の実施及び主要対策を推進する。 【計画の目標】 第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）目標（死亡者数15%以上減少、死傷者数5%以上減少、死傷年千人率を5%以上減少、腰痛年千人率5%以上減少）に加え、次のとおりとする。 ・死亡者数：2013年～2017年の5か年間の総数を2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる（600人 ⇒ 510人以下） ・健康診断の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底 【2019年度の目標】 ・死亡者数 過去最少の99人以下 ・死傷者数 15,356人以下
2 安全衛生水準向上の取組の推進 (1) レベルアップ支援事業の推進 労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る「レベルアップ支援事業」を、安全管理士、安全衛生管理員等の支援で推進する。 (2) 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業 レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場の要請に基づき、安全管理士、安全衛生管理員等が現場診断、助言、安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。 (3) 「企業等団体支援制度」の推進（本部） 自主的な安全衛生活動を図ることを目的とした「企業等団体支援制度」を安全管理士等の支援で実施する。 (4) R I K M S の改正 改正が予定されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」への対応を図るため、R I K M S（平成19年11月）の改正を検討する。
3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程と周知と遵守の徹底 企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を図る。
4 安全衛生管理体制の確立 各種講習会、安全衛生自主点検等を通じ、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

支 部 実 施 事 項

1 労働災害防止計画の推進

陸上貨物運送事業労働災害防止（2018年度～2022年度）の2年度目として、目標達成に向けた取組を重点的に推進する。

2 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

レベルアップ支援事業説明会の開催等による参加勧奨、積極的な選定、安全管理士、安全衛生管理員等の支援により、中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る。

(2) 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場への利用勧奨及び個別サポートの実施

(3) 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員の積極的な活用

安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員による事業場の指導・援助に当たっては、例えば次のような援助を事業場に対し行うことに留意する。

ア 職場の安全衛生自主点検表の活用による安全衛生管理活動の定着に対する援助

イ 災害発生事業場における自主的な災害調査の実施及び防止対策の検討に対する援助

さらに、リスクアセスメント、R I K M S（労働安全衛生マネジメントシステム）、I Tを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法等新たな安全衛生管理手法等の導入・定着のため、研修会の開催、個別事業場に対する指導等の実施

ウ 陸運災防指導員の活用

陸運災防指導員会議の開催等により、陸運災防指導員への情報提供を図るとともに、変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を推進する。

3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を図る。

4 安全衛生管理体制の整備・確立

各種講習、研修、個別指導、安全衛生自主点検等において、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

II 荷役運搬作業の安全の確保

対 策 の 概 要

荷役ガイドラインの周知等により、荷役運搬作業における墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害及び荷役運搬機械による災害等「荷役作業5大災害」の防止の徹底を図る。

本 部 実 施 事 項

- 1 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援（新規補助事業）
 - (1) 荷主等に対する安全診断、改善指導の実施を支援する。
 - (2) 「荷役ガイドライン」の周知等のための「荷主等事業場の荷役災害防止担当者教育」の実施を支援する。
 - (3) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会の設置による連携強化を図る。特に、荷役作業に係る陸運事業者と荷主等との契約書面の締結及び安全作業連絡書（荷役ガイドライン）作成を周知する。（本部）
- 2 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止についての指導援助
 - (1) 荷役ガイドラインの周知と安全衛生教育の推進
厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」の周知を図る。また、支部が行う荷役災害防止担当者、荷役作業従事者に対する安全衛生教育を支援する。
 - (2) 「トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防止対策研修会」をすべての支部において実施するとともに、会員ニーズに対応して支部が実施する安全衛生教育を支援する。
 - (3) リスクアセスメント等の導入促進
荷役運搬作業のリスクアセスメント等の普及促進を図るため、資料、情報の提供を行うとともに、導入個別企業における取組に対して安全管理士、安全衛生管理員等による支援を進める。
 - (4) 荷役災害防止に関するDVD等視聴覚教材の作成及び研修会等での活用を図る。
- 3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底
 - (1) フォークリフト荷役技能検定制度の推進
 - ア フォークリフト荷役技能1級検定試験及び2級検定試験を実施する。
 - イ 検定試験の周知を図るとともに、出張試験の充実等現場ニーズに合った試験制度を導入する。
 - (2) インストラクター講座
作業指揮者、フォークリフト運転業務従事者など荷役作業関係の安全衛生教育を促進するため、これらの講師（インストラクター）を養成する講座等を4回実施する。

支 部 実 施 事 項

1 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援（新規補助事業）

- (1) 荷主等に対する安全診断、改善指導を実施する。
- (2) 「荷役ガイドライン」の周知等のための「荷主等事業場の荷役災害防止担当者教育」を実施する。
- (3) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会の設置による連携強化を図る。（支部）

2 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止についての指導援助

- (1) 荷役ガイドラインの周知及びその取組の推進
会員事業場に対し、「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育（荷役災害防止担当者教育、荷役作業従事者教育）を実施する。
- (2) 「トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防止対策研修会」を実施するとともに、会員ニーズに対応した安全衛生教育等の実施
- (3) リスクアセスメント等の取組
荷役運搬作業における危険予知訓練（KYT）及びリスクアセスメントの取組の促進を図る。なお、リスクアセスメントについては、具体的な導入方法を示すことに配慮する。
- (4) 安全衛生教育の推進
荷役作業関係の作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育（講習会）を積極的かつ計画的に実施する。また、「はい作業の安全作業」（DVD）の活用及び販売促進を図る。

3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

- (1) フォークリフト荷役技能検定試験への対応
フォークリフト荷役技能検定試験の周知を図るとともに、2級検定試験を対応可能な支部において実施する。その他の支部については、実施に向けた体制の整備等を行うとともに、近隣試験地での受験勧奨に努める。
- (2) フォークリフト運転業務従事者教育の推進
フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育の積極的かつ計画的な実施を図る（「視聴覚教材（DVD：点検編・運転編）」の活用及び販売促進）。
- (3) 有資格者の確保等
フォークリフト等荷役運搬機械運転業務における有資格者の確保と適正配置のための指導等を行う。

Ⅲ 交通労働災害の防止

対 策 の 概 要

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を中心として、一層の交通労働災害防止を図る。

本 部 実 施 事 項

- 1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(令和元年度改正予定)に基づく取組の推進
 - (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底
「交通労働災害防止のためのガイドライン」について、解説書(令和元年度改正予定)を活用して周知徹底に努める。
 - (2) 高齢運転者の交通労働災害等の防止
「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」(令和元年度改正予定)等を活用し、高齢労働者の交通労働災害等の防止を図る。
 - (3) 交通労働災害防止担当管理者教育の実施について指導援助を行う。
 - (4) 交通KYTの一層の普及促進を図る。
 - (5) 交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシートの効果的な活用を図る。
- 2 改善基準告示の徹底
 - (1) 改善基準告示の周知徹底
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の一層の周知徹底に努めるとともに、過労運転による交通労働災害を防止するための取組について指導援助を行う。
また、荷役災害防止担当者教育による改善基準告示の荷主等への周知を進める。
 - (2) デジタルタコグラフ、動態管理等の活用
デジタルタコグラフ、通信機器等による動態管理等を活用し安全運転管理、安全走行管理を推進するため、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット等)の周知・活用を図る。
- 3 交通労働災害防止のための取組
 - (1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を中心に、個別指導、集団指導、安全パトロール等の支部の取組に対し、安全管理士等の支援を行う。
 - (2) 全国交通安全運動に参加するとともに、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を図る。

支 部 実 施 事 項

1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(令和元年度改正予定)に基づく取組の推進

(1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

「交通労働災害防止のためのガイドライン」について、解説書(令和元年度改正予定)を活用して周知徹底に努める。

(2) 高年齢運転者の交通労働災害等の防止

「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」(令和元年度改正予定)等を活用し、高年齢労働者の交通労働災害等の防止対策を推進する。

(3) 労働災害防止担当管理者教育を積極的に実施する。

(4) 交通KYTの取組促進

「職場で進める交通労働災害防止(ヒヤリ・ハットからKYTまで)」等のテキスト及びビデオを活用し、交通KYTの取組の促進を図る。

2 改善基準告示の徹底

(1) 各種会議、講習会等の機会を利用し改善基準告示の遵守について一層の周知徹底に努める。

(2) 上記1(3)の教育において過労運転による交通労働災害の防止を図る。

(3) 荷役災害防止担当者教育の実施等により改善基準告示の荷主等への周知を図る。

(4) 「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(I Tを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット等)の周知を図る。

3 交通労働災害防止のための取組

(1) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動等を中心に、個別指導、集団指導、安全パトロール等を実施する。

(2) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動における重点取組事項

下記①～③を重点に取組を行う。

① 「死亡災害要因分析シート」の活用促進

② 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の活用促進

③ 「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」の活用促進

IV 健康確保対策の推進

対 策 の 概 要

定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底、過重労働対策及び腰痛予防対策の推進、メンタルヘルス対策に関する情報提供等により、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図る。

本 部 実 施 事 項

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供。
- (2) 全日本トラック協会が策定した「過労死等防止計画」の具体的行動計画の基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防を図る。
- (3) 平成 31 年 4 月 1 日付けで改正された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（基発 0401 第 42 号・均等発 0401 第 37 号）の周知を図る。
- (4) 平成 29 年度以降、全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構等関係機関と連携して実施してきた「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」については、都道府県トラック協会と協議の結果、実施することとなった都道府県支部を支援する。
- (5) 都道府県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター等の活用促進のため、(独)労働者健康安全機構との連携を強化する。
- (6) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」（パンフレット）等を活用して情報の提供に努める。

2 メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。

3 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

4 職業性疾病の予防等

- (1) 厚生労働省「腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月改訂）の周知を図るとともに、厚生労働省委託事業として 47 都道府県での開催が予定されている、陸上貨物運送業を対象とした「腰痛予防研修会」の広報等に協力する。
- (2) 第 13 次労働災害防止計画の目標達成のため、事業場における作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育及び生活指導を含めた総合的腰痛予防対策の効果的進め方について検討する。
- (3) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5 月 1 日～9 月 30 日：4 月準備期間、7 月重点取組月間）を実施する。

支 部 実 施 事 項

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 政府の働き方改革に関する情報の会員への提供。
- (2) 平成 29 年度以降、全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構等関係機関と連携して実施してきた「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施については、都道府県トラック協会と協議の上対応する。
- (3) 平成 31 年 4 月 1 日付けで改正された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(基発 0401 第 42 号・均等発 0401 第 37 号)の周知を図るとともに、会員事業場の取組への支援を実施する。
- (4) 都道府県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター等との連携を図る。
- (5) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ (ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット)等を活用して情報の提供に努める。

2 メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。

3 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

4 職業性疾病の予防等

- (1) 厚生労働省「腰痛予防対策指針」(平成 25 年 6 月改訂)の周知を図るとともに、厚生労働省委託事業として 47 都道府県での開催が予定されている、陸上貨物運送業を対象とした「腰痛予防研修会」について、会員事業場の参加を広報する(別途通知)。
- (2) 各労働局が実施する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5 月 1 日～9 月 30 日: 4 月準備期間、7 月重点取組月間)と連携して取り組む。

V 安全衛生教育の徹底

対 策 の 概 要

法令に基づく技能講習、特別教育を始めとする各種安全衛生教育を実施し、その受講を促進する。これらの安全衛生教育に用いるテキスト等の作成・頒布に努める。

本 部 実 施 事 項

1 安全衛生教育の実施

- (1) 技能講習、特別教育等の安全衛生教育の適切な実施について引き続き指導援助を行う。
- (2) 「荷役ガイドライン」の周知等のための「荷主等事業場の荷役災害防止担当者教育」の実施を支援する。(再掲)
- (3) 「トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防止対策研修会」をすべての支部において実施するとともに、会員ニーズに対応して支部が実施する安全衛生教育を支援する。(再掲)
- (4) 安全管理者選任時研修を実施する支部に対する支援を行う。
- (5) 陸災防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座を4回開催する。(再掲)
インストラクターが、各種教育の講師等へ広く活用されることとなるよう、講座修了者名簿を整備する。
- (6) 安全衛生教育支援事業の活用
- (7) リスクアセスメント研修等支部が行う行政通達等に基づく安全衛生教育について「安全衛生教育支援事業」の活用を図る。

2 安全衛生教育を効果的に推進するためのテキスト等の作成・頒布

安全衛生教育等に必要なテキスト、図書の充実を図るとともに、その活用促進を図る。また、会員事業場のニーズも踏まえ、安全衛生教育用テキスト等の作成・改訂を行い、これらの頒布に努める。

<安全衛生管理一般>

- (1) 陸運業のための安全衛生推進者必携（令和元年度改訂予定）
- (2) 労働災害としての過労死を予防するための基礎知識（令和元年度改訂予定）
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入と認定（令和元年度改訂予定）
- (4) よくわかる労働安全衛生関係法令（令和元年度発刊予定）
- (5) リスクアセスメントイラストシート（第1集：平成19年発刊、第2集：平成25年発刊）
- (6) モデル安全衛生管理規程・安全衛生管理計画（平成24年改訂）
- (7) 陸上貨物運送事業労働災害防止規程（平成29年度改訂）
- (8) 雇入時等の安全衛生教育用テキスト（令和元年度改訂予定）
- (9) 安全管理者必携（平成22年改訂）

<荷役運搬労働災害対策>

- (1) 荷役災害防止担当者教育用テキスト（令和元年度改訂予定）
- (2) 荷役作業従事者のための安全必携（令和元年度改訂予定）
- (3) はい作業安全必携（令和元年度改訂予定）
- (4) 荷役運搬機械等によるはい作業の安全（平成25年改訂）
- (5) 荷役運搬作業の安全作業マニュアル（平成25年改訂）
- (6) 作業指揮者必携（統合版 平成25年改訂）
- (7) フォークリフト運転士テキスト（中災防発行・29年度改訂）
- (8) フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト（平成26年度改訂）
- (9) フォークリフトの安全Q&A50（令和元年度改訂予定）
- (10) フォークリフト作業開始前点検の進め方（DVD）（平成28年10月価格改定）
- (11) フォークリフトによる安全な荷役運搬作業（DVD）（平成28年10月発売）
- (12) はい作業の安全（DVD）（平成29年12月発売）
- (13) フォークリフト災害事例集（平成15年発刊）
- (14) フォークリフトポケットブック（平成25年改訂）
- (15) ロールボックスパレット安全作業ハンドブック（平成29年6月発刊）

<交通労働災害対策>

- (1) 高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引（令和元年度改訂予定）
- (2) 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（令和元年度改訂予定）
- (3) 交通労働災害防止担当管理者必携（令和元年度改訂予定）
- (4) 職場ですすめる交通労働災害防止（交通KYTテキスト）（令和元年度改訂予定）
- (5) 交通労働災害・事故事例集（平成15年発刊）
- (6) 貨物自動車の安全運転実技教本（平成12年発刊）

支 部 実 施 事 項

1 技能講習等の安全衛生教育の実施

(1) 技能講習

- ア フォークリフト運転技能講習
- イ はい作業主任者技能講習
- ウ ショベルローダー等運転技能講習
- エ 玉掛け技能講習
- オ 小型移動式クレーン運転技能講習

(2) 1トン未満フォークリフト運転業務特別教育

(3) 会員事業場にする荷役災害防止担当者安全衛生教育及び荷役作業従事者安全衛生教育(再掲)

(4) 「荷役ガイドライン」の周知等のための「荷主等事業場の荷役災害防止担当者教育」を実施する。(再掲)

(5) 「トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防止対策研修会」を実施するとともに、会員ニーズに対応した安全衛生教育を実施する。(再掲)

(6) 安全管理者選任時研修

(7) 安全衛生推進者養成講習、同能力向上教育(初任時)

(8) リスクアセスメント研修

(9) フォークリフト運転業務従事者安全教育(「フォークリフト作業開始前点検の進め方」(DVD)、「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)及び「はい作業の安全(DVD)」の活用

(10) 作業指揮者教育等

ア 作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業、積卸し作業)

イ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育(「はい作業の安全作業」(DVD)の活用)

(11) 交通労働災害防止担当管理者教育

(12) 交通KYT講習

(13) 雇入れ時教育

2 各種研修等への参加勧奨等

(1) 安全管理者選任時研修及びリスクアセスメント研修の周知を図る。

(2) 陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座の参加勧奨に努め、推薦を行う。

(3) 各種教育の実施に当たり、陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座修了者の活用を図る。

3 安全衛生教育用テキスト等の周知・活用を図る。

VI 安全衛生意識の高揚

対 策 の 概 要

各種行事、活動等の実施、安全衛生広報用品の作成・頒布を通じて、安全衛生意識の高揚を図るため、広報活動の充実強化を図り、安全衛生に関する情報の迅速な提供に努める。

本 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期5月11日～20日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (2) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動の推進
陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の目標達成に向けて、夏期及び年末・年始労働災害防止強調運動に本部・支部一体となって取り組む。
- (3) 第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 大津を、11月7日（木）、滋賀県大津市・大津市民会館において開催する。
- (4) 第34回全国フォークリフト運転競技大会（一般の部、女性の部）を、9月29日（日）、埼玉県深谷市・埼玉県トラック総合教育センターにおいて開催する。
- (5) 産業殉職者合祀慰霊式への参列(11.13 高尾みこころも霊堂)
- (6) 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進
- (7) 安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の積極的な運用を図る。
- (8) 労働者数29人以下の小規模事業場における自主的安全活動の促進に資するため、小企業無災害記録表彰制度の周知と積極的な活用促進を図る。
- (9) 安全衛生標語を募集(2～4月募集)し、入選作については、7月からの夏期労働災害防止強調運動より活用する。

2 安全衛生広報用品の作成・頒布

- (1) 安全ポスター (2) 各種のぼり (3) 安全記録カレンダー (4) 安全旗・安全衛生旗
- (5) 過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート (6) フォークリフトポケットブック (7) 各種ワッペン・シール

3 広報活動の充実強化

- (1) 広報紙「陸運と安全衛生」の内容充実を図るとともに、定期購読登録促進に努める。
- (2) ホームページ等による情報提供機能等の強化に努める。
ア 当協会ホームページを随時更新する。
イ 支部のホームページの作成支援を引き続き行う。
- (3) 「安全衛生のしおり（令和元年版）」の作成（9月）・頒布を行う。

支 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期5月11日～20日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (2) 夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動の実施
別途通知される実施要綱に基づく重点事項に取り組む
- (3) 労働災害防止大会の開催等
夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動期間中の機会をとらえ、労働災害防止大会を開催する。
また、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 大津への参加勧奨に努める。
- (4) フォークリフト運転競技大会の開催等
フォークリフト運転競技大会を実施するとともに、代表選手（一般の部、女性の部）を全国大会に推薦する。
- (5) 各労働局が実施する「STOP！転倒災害プロジェクト」と連携
- (6) 安全衛生表彰等
ア 安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。
イ 小企業無災害記録表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。
ウ 安全衛生標語（募集期間2月から4月）の応募勧奨に努める。

2 安全衛生意識高揚のため安全衛生広報用品の周知・活用を図る。

3 広報紙「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、有用で分かりやすい安全衛生情報の提供に努めるとともに、会員及び会員以外に広報誌の定期購読登録促進に努める。

VII 調査研究活動等の推進

対 策 の 概 要

各種事業を効果的に推進し、また、新たな分野での取組を進めるため、有識者による各種委員会を開催する。また、陸運業における労働災害防止対策に関する研究機関等との連携、協力を図る。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

- 1 本部において、労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、有識者による委員会を開催する。
 - (1) 実態調査検討専門委員会
次のテーマについて調査検討を行う。
 - ① フォークリフト荷役技能検定制度の評価及びその現場ニーズに即した試験制度に対応するための検討（継続）
 - ② 「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムのガイドライン（R I K M S）」^{リクムス}の改正の検討
 - (2) (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力
陸運業における労働災害防止との関連が深い労働安全衛生総合研究所リスク管理センター及び過労死等調査研究センターとの連携並びに同研究所が実施するフィールド研究等への協力を図る。
- 2 支部における労働災害防止活動の積極的な推進を図るため、労働災害防止推進委員会の計画的な開催を安全管理士等が支援する。

VIII 協会組織の充実強化等

対 策 の 概 要

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき、引き続き的確な業務執行に努める。

また、協会の組織、財政、事業等の充実強化を図るための取組について、優先順位をもって検討を進めるとともに、関係行政機関及び関係団体との連携に努める。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

- 1 協会組織の効果的、効率的な運営及び財政の健全化を図る。
 - (1) 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討する。
 - (2) 陸災防事業活動に関する業務実績評価委員会を開催する（7 月：前年度業務実績評価、3 月次年度事業計画案等の審議）。
 - (3) 厚生労働省をはじめとする関係行政機関、労働災害防止団体等及び全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係事業者団体、関係労働組合等と一層の連携強化に努める。特に、都道府県労働局による陸災防都道府県支部への指導、援助の強化を要請する。
 - (4) 都道府県トラック協会と陸災防都道府県支部との連携の強化（必要により業務委託契約の締結）
 - (5) 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等
- 2 登録教習機関業務の一層の適切な運営を図る。
 - (1) 適正な技能講習実施のため監査指導の充実強化を図る。
 - (2) 技能講習実施体制の整備を図る。
 - (3) 技能講習業務規程等の整備を図る。
 - (4) 財務諸表の備付け等を行う。
 - (5) 技能講習講師の確保に努める。
 - (6) 登録更新に係る適正な事務処理に努める。
 - (7) 個人情報保護等セキュリティ対策の徹底を図る。
- 3 補助事業業務の適切な執行のための監査指導を実施する。
- 4 本部・支部間、関係機関・団体等との連携の強化を図る。
 - (1) ブロック別支部長・事務局長会議、全国事務局長・事務担当者合同会議(4 月)を開催する。
 - (2) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関及び労働災害防止関係団体等との連携に努める。
 - (3) 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との一層の連携強化に努める。特に、全日本トラック協会との定期連絡会議の開催等を通じて、同協会及び都道府県トラック協会と当協会本部・支部との密接な協力関係の強化に一層配意する。